

一般社団法人焼津青年会議所と静岡福祉大学との 包括連携に関する協定書

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙協議の上これを定めるものとする。

一般社団法人焼津青年会議所（以下「甲」という。）と静岡福祉大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

（目的）

第1条 甲と乙は、包括的な連携のもと相互に協力し、地域課題を解決し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的として本協定を締結する。

令和4年4月25日

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）地域産業振興に向けた産学連携の推進と人材育成に関すること
- （2）地域づくり・まちづくりなど地域活性化の推進に関すること
- （3）地域社会のSDGsへの取組みの促進に関すること
- （4）地域社会の持続的発展に向けた諸課題への対応に関すること
- （5）地域の青少年の健全な育成に関すること
- （6）広報の相互連携に関すること
- （7）その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること

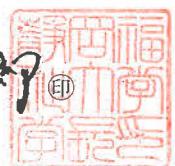
甲 静岡県焼津市栄町4丁目2番5号
一般社団法人焼津青年会議所

理事長 池谷 優太



乙 静岡県焼津市本中根549番1
静岡福祉大学

学長 増田樹司



（連携の実施）

第3条 前条に掲げた事項を円滑に推進するために、連携協力推進会議を設置するものとする。

2 連携協力推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。